

医療法人あかつき会

職員紹介制度規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人あかつき会（以下「あかつき会」という）の職員が、自身とつながりのある人材をあかつき会に紹介し、入職に至った場合の取扱いに関して定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語について次のとおり定義する。

- ① 紹介者・・・あかつき会入職希望者をあかつき会に紹介する者
- ② 被紹介者・・・紹介者によって紹介されるあかつき会入職希望者

(紹介者)

第3条 紹介者はあかつき会の全職員（正職員、時短正職員、嘱託職員、パートタイマー、契約職員、非常勤職員）を対象とし、派遣契約または業務委託契約によりあかつき会に勤務する者は対象外とする。

(被紹介者)

第4条 被紹介者はあかつき会の職員（正職員、時短正職員、嘱託職員、パートタイマー、契約職員、非常勤職員）として勤務することを希望する者とし、派遣契約または業務委託契約として勤務を希望する者は含まない。なお、紹介者と被紹介者との関係は問わないものとする。

(紹介および選考の手順)

第5条 紹介者は「職員紹介申込書」を人事課に提出することにより入職希望者を紹介するものとする。ただし、次のいずれかに該当する者を紹介することはできない。

- ① 雇用形態、雇用期間、直接雇用・派遣契約・業務委託契約を問わず、過去にあかつき会で勤務の経験がある者
 - ② 「職員紹介申込書」を提出する時点で既にあかつき会の求人に応募またはエントリーしている者
- 2 人事課は「職員紹介申込書」を受理後、被紹介者に選考日時等の連絡を行い、採用選考を行う。
 - 3 選考方法および採用基準は他の応募者と同一とする。
 - 4 合否決定後、人事課は被紹介者に合否を連絡する前に、あらかじめ紹介者に合否を報告する。紹介者は合否について異議を申し立てることはできない。なお、紹介者が被紹介者に合否を伝えるかどうかは紹介者の判断によるものとする。

(謝礼、入職祝い金)

第6条 採用選考に合格した被紹介者があかつき会に入職後、3ヶ月を経過した後の最初の給与支給日に紹介者、被紹介者がいずれも在籍している場合、次のとおり謝礼、入職祝い金を当該給与支給日に支給する。

- ① 紹介者に対して、被紹介者1名につき100,000円の謝礼を支給する。
 - ② 被紹介者に対して、50,000円の入職祝い金を支給する。
- 2 謝礼・入職祝い金は課税対象として扱う。
 - 3 対象被紹介者が入職後3ヵ月以内に延べ10日以上欠勤した場合、または同じく入職後3ヵ月以内に賞罰規程第4条または第5条に定める懲戒処分を受けた場合は謝礼・入職祝い金とも支給しない。

改廃履歴

令和7年10月10日 制定
令和8年2月1日 第4条、第6条改正

受付

令和8年1月29日

川口労働基準監督署